

地方創生支援事業費補助金（関係人口創出・拡大のための対流促進事業） 交付要綱

（通則）

第1条 地方創生支援事業費補助金（関係人口創出・拡大のための対流促進事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、関係人口の創出・拡大のために民間団体等が実施する都市住民と地域とのマッチング支援等のモデル的事業のうち特に実現性及び自立性の高い事業に対して交付する補助金を通じて、地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくることで、地方創生の実現につなげることを目的とする。

（交付の対象及び交付額）

第3条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、第3項の表（以下「表」という。）の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、他の国庫補助金等の交付を受けている場合は補助金を交付しないものとする。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は表の補助事業者の欄に掲げるものとする。

3 補助対象経費は、表の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

補助事業	補助事業者	補助率	補助対象経費
関係人口創出・拡大のための対流促進事業	民間団体等	定額 (10/10)	関係人口創出・拡大のための対流促進事業を行うために必要な物品費（設備備品費、消耗品費）、人件費、諸謝金、旅費、借料費、外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）

4 交付決定1件当たりの交付決定の額の上限は、500万円とする。

(交付申請)

第4条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受けようとする民間団体等（以下「交付申請者」という。）は、大臣が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書、別記様式第2号の推薦書及び必要な書類を添付して提出するものとする。

(交付決定)

第5条 大臣は、前条の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第3による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第4による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後の事情の変更により、交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第5により変更交付申請書を提出するものとする。（ただし、交付対象事業の目的等に關係がない実施計画の細部の変更である場合を除く。）

(交付の変更決定)

第9条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第10条 大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、

別記様式第6による変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第11条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助事業者は、変更申請を取下げようとするときは、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第7による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第8による遂行状況報告書を提出するものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第13条 大臣は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 大臣は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、大臣に別記様式第9による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として別記様式第9による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第10による消費税等仕入控除税額報告書を大臣に提出しなければならない。

4 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

5 前項の規定による補助金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。

6 第18条第4項の規定は、第4項の返還の規定について準用する。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別記様式第11による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 大臣は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは別記様式第12による精算払請求書を、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは別記様式第13による概算払請求書を官署支出官内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 大臣は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱又はこれらに基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - 三 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第四号の場合を除く。）には、

適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 大臣は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還命令)

第19条 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助事業者にその額の返還を命じなければならない。

(補助金の返還の期限)

第20条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

(補助金の経理)

第21条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の検査等)

第22条 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用

の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（その他必要な事項）

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、内閣府地方創生推進室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。